

成果指標一覧

	成果指標	現状	目標値
総合目標	住宅に対する満足度（満足、やや満足）	67.4%（H20）	70.0%（H27）
	住生活に関する満足度（たいへん満足、まあ満足しているの割合）	58.5%（H22）	増加を目指す
	現在居住している地域に住み続けたい理由として、住み慣れて愛着があると回答した県民の割合	42.6%（H21）	50.0%（H24）
目標1	自分らしく、地域において、明るく楽しく生活していると感じている県民の割合	58.4%（H21）	65.0%（H24）
	自主防犯団体の数	2,047 団体（H21）	2,200 団体（H24）
	県・市町村と市民活動団体との協働事業の件数	216 件（H20）	300 件（H24）
目標2	新耐震基準が求める耐震性を有する住宅ストックの比率	82%（H20）	90%（H27）
	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車いす・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	17%（H20）	28%（H32）
	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	9.1%（H21）	25%（H32）
	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.8% （H16～20平均）	6%（H32）
目標3	東京湾北部地震による被害（想定）	死者数 1,391 人	軽減に努める
	住環境に対する満足度（満足、まあ満足の割合）	65.4%（H20）	70%（H27）
	景観行政団体市町村数	11 市（H21）	増加を目指す
目標4	千葉県あんしん賃貸支援事業における協力店の登録数	74 店（H21）	150 店（H27）
	滅失住宅の平均築後年数	約 22 年（H20）	約 40 年（H32）
	既存住宅の流通シェア	14%（H20）	25%（H32）
	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率	39%（H20）	50%（H32）
目標5	最低居住面積水準未達率	3.6%（H20）	早期に解消
	高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率	35%（H20）	75%（H32）
	被災建築物応急危険度判定士の数	3,146 人（H21）	3,700 人（H27）
	応急仮設住宅建設候補地の確保	55,065 戸（H21）	確保に努める
目標6	市町村住生活基本計画策定市町村数	7 市（H22）	全市町村（H32）
	市町村等が参加する、県主催の協議会の開催数	2 回/年（H21）	4 回/年（H27）

公営住宅の供給目標量

住宅事情に留意し、公営住宅の供給目標量を以下のとおり設定する。

年収と居住面積水準から見た要支援世帯数（推計）

前期（H23～27） 21千戸 全体（H23～32） 49千戸

計画期間における公営住宅の供給目標量※1

前期（H23～27） 9千戸 全体（H23～32） 18千戸

計画期間における公営住宅以外の活用想定※2

前期（H23～27） 15千戸 全体（H23～32） 31千戸

※1 公営住宅の供給目標量は、建設、建替え、既存の空家募集等の戸数の合計。

※2 公営住宅以外は、都市再生機構賃貸住宅等の公的賃貸住宅の活用を想定している。

編集・発行

千葉県県土整備部都市整備局住宅課（担当室 住宅政策室）

住所：〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号

電話：043-223-3255 / FAX：043-225-1850

平成24年2月発行

CHIBA

みんなでつくろう！ 元気なちばの豊かな住生活

～多様な主体の連携・協働による豊かな住生活の実現～



第2次千葉県住生活基本計画

千葉県



第2次千葉県住生活基本計画の概要

理念：みんなでつくろう！元気なちばの豊かな住生活
～多様な主体の連携・協働による豊かな住生活の実現～

改定の主旨 平成19年3月に策定された千葉県住生活基本計画について、社会経済情勢の変化に対応しながら、さらに実効性を高めていくことを、今回の改定の主な目的とする。

改定の方向性

- ①千葉県住生活基本計画の目的、体系については基本的に踏襲する
- ②計画策定後の変化に対応したものとし、計画期間を平成23年度から平成32年度とする
- ③国の全国計画に即したものとす
- ④県総合計画や他部局の施策と調整を図る
- ⑤「住まい」に係る重点事項の抽出・整理
- ⑥県と市町村、行政と民間事業者など、役割分担の整理・明確化

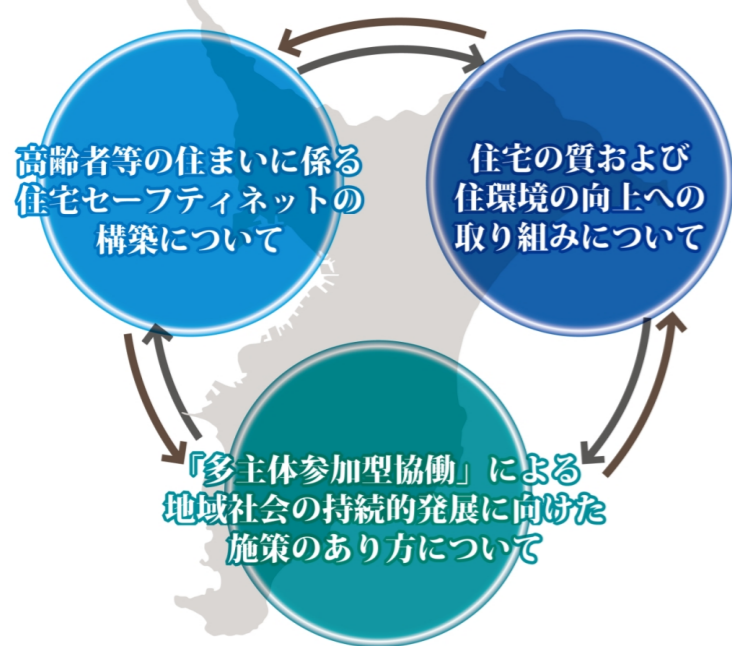
改定の背景となる法改正

- ・住宅セーフティネット法の施行（平成19年7月）
- ・高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正（平成21年5月・平成23年4月）
- ・長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行（平成21年6月）

県内住宅事情等

- ・平成37（2025）年には県民の約3割が65歳以上の高齢者となる高齢化の一方で、15歳未満の人口の割合は減少すると見込まれており、高齢者人口の増加率が全国2位である。
- ・都市部から郊外、さらには過疎化が進む地域まで、多様な地域が存在する。
- ・住宅総数が世帯数を上回り、量としては充足している状態にある。
- ・持ち家率が全国平均より高く、県民の戸建・持家志向が強い。
- ・平成23年3月11日の東日本大震災により津波、宅地の液状化等の被害が発生した。

改定に係る3つの視点



住生活に関する施策

分野別目標

地域社会

目標1 豊かな地域社会の実現

- 主な成果指標
- 住み続けたい理由として、住み慣れて愛着があると回答した県民の割合
 - 自主防犯団体の数

住宅

目標2 良質な住宅ストックの形成

- 主な成果指標
- 新築住宅における認定長期優良住宅の割合
 - リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合

居住環境

目標3 良好な居住環境の形成

- 主な成果指標
- 住環境に対する満足度
 - 景観行政団体系市町村数

住宅

目標4 住宅市場の環境整備

- 主な成果指標
- 既存住宅の流通シェア
 - 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率

住宅

目標5 住宅セーフティネットの確保

- 主な成果指標
- 最低居住面積水準未達率
 - 高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅の一定のバリアフリー化率

地域特性

目標6 地域特性に応じた施策の展開

- 主な成果指標
- 市町村住生活基本計画策定市町村数

総合目標 県民の豊かな住生活の実現

施策の種類

- (1)人々の豊かな暮らしを支える住まいの形成
- (2)地域で住み続けられる環境の整備

- (1)住宅の性能の確保

- (2)住宅の良質化の実現

- (1)居住環境の基礎的性能の確保
- (2)健康でゆとりある住生活を支える居住環境の形成

- (1)安心して暮らせる住宅を選択できる環境整備
- (2)市場を通じた既存住宅の活用の促進

- (1)住宅確保要配慮者等に対する適切な住宅の確保
- (2)被災者等に対する適切な住宅の確保

- (1)市町村による地域の特性に応じた取り組みの促進
- (2)市町村等の取り組みへの県の支援

主な成果指標 ○住宅に対する満足度
○住生活に関する満足度

推進すべき施策の方向性

- ①住まいに関する学習機会の創出
- ②関係団体との連携による居住ニーズに即した住まいの創出
- ①高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくり
- ②子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり
- ③防犯・防災に優れた安全で安心な地域社会づくり

- ①耐震性等の住宅の安全性の確保
- ②子育て世帯や高齢者等も安心して暮らせる住宅の整備
- ③環境に配慮した住宅の普及

- ①既存住宅の適切なリフォーム等の実施
- ②共同住宅の適切な維持管理・建替えの支援
- ③長期優良住宅の普及の促進

- ①安全な居住環境の形成
- ②子どもや高齢者等にとって安心できる居住環境の形成

- ①環境負荷に配慮した住宅市街地の形成
- ②美しい住宅市街地の形成
- ③居住環境を自ら守り育てるシステムの構築

- ①住情報の提供の促進
- ②安心して賃貸借できるトラブルのない住宅市場の環境整備

- ①市場を活用した既存住宅の流通の促進
- ②持ち家の活用を容易にする住宅市場の環境整備
- ③空家の有効活用方策の推進

- ①公的賃貸住宅ストックの有効活用
- ②民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保
- ③関係団体等との連携による住宅セーフティネットの機能強化

- ①被災者等に対する迅速な一時的住宅の提供等
- ②被災者等に対する恒久的住まいへの移行支援

地域ごとに異なる課題の整理

- ①関連情報の提供
- ②関係者間等における事業の連携の促進
- ③モデル事業の推進

第2次千葉県住生活基本計画に掲げた基本的施策一覧

目標1. 豊かな地域社会の実現

施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策
(1) 人々の豊かな暮らしを支える住まいの形成	① 住まいに関する学習機会の創出	<ul style="list-style-type: none"> i. ライフステージに対応した住まいに対する意識の啓発 ii. 地域への愛着の醸成 iii. 人と人のきずなを育てる地域教育力の向上 iv. 安全・安心に関する学習の推進
	② 関係団体との連携による居住ニーズに即した住まいの創出	<ul style="list-style-type: none"> i. 高齢者、障害者、子育て世帯、一人親世帯、外国人等の入居制限がなく誰もが安心して住み続けられる仕組みづくり ii. 保健・医療・福祉施策との連携の強化 iii. 住民参画による地域に貢献する施設の整備 iv. 多様な居住ニーズに対応する住まいづくりの誘導
(2) 地域で住み続けられる環境の整備	① 高齢者等が安心して暮らせる地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> i. 高齢社会における福祉と住まいの在り方の研究及び関連事業の推進 ii. 互いに支え合う地域コミュニティの再生 iii. 団塊世代や高齢者等の地域活動への参画支援 iv. 県民・市民活動団体との連携 v. 高齢者の相談体制の推進
	② 子育て世帯が安心して暮らせる地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> i. 地域における子育て支援の体制の整備 ii. 子育て支援・交流施設の整備
	③ 防犯・防災に優れた安全で安心な地域社会づくり	<ul style="list-style-type: none"> i. 地域の防犯力のアップ ii. 犯罪の起こりにくい環境整備 iii. 地域防災力の向上

目標2. 良質な住宅ストックの形成

施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策
(1) 住宅の性能の確保	① 耐震性等の住宅の安全性の確保	<ul style="list-style-type: none"> i. 建築物の地震対策の推進 ii. シックハウス・火災報知設備等の安全な住宅の整備 iii. 防犯性能の高い住宅の普及
	② 子育て世帯や高齢者等も安心して暮らせる住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> i. 既存住宅ストックのバリアフリー化の推進 ii. 誰もが暮らしやすい住まいづくりの促進 iii. 高齢者向けの住まいの整備促進
	③ 環境に配慮した住宅の普及	<ul style="list-style-type: none"> i. 環境共生住宅の整備促進 ii. 住宅の整備に伴う廃棄物の適正処理とリサイクルの促進 iii. 新エネルギー等の導入の促進 iv. 森林資源の循環利用
(2) 住宅の良質化の実現	① 既存住宅の適切なリフォーム等の実施	<ul style="list-style-type: none"> i. リフォームに関する相談体制の整備及び適切な情報の提供 ii. ちば安心住宅リフォーム推進協議会の設立等による建設事業者等との連携 iii. リフォーム瑕疵保険制度の普及等による消費者が安心して活用できるリフォーム市場の形成支援
	② 共同住宅の適切な維持管理・建替への支援	<ul style="list-style-type: none"> i. マンション管理の支援 ii. マンション管理適正化法等の活用等による大規模修繕・建替え・合意形成等への支援 iii. マンション履歴システムの普及促進 iv. 賃貸住宅の適切な維持管理の促進
	③ 長期優良住宅の普及の促進	<ul style="list-style-type: none"> i. 関係事業者等と連携した長期優良住宅の普及促進 ii. 長期優良住宅の建築及び維持保全に関する情報の提供

目標 3. 良質な居住環境の形成

施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策
(1) 居住環境の基礎的性能の確保	①安全な居住環境の形成	i. 密集市街地解消の促進 ii. 宅地に関する情報提供 iii. 防災連携体制の確立 iv. 社会福祉施設の防災対策の推進
	②子どもや高齢者等にとって安心できる居住環境の形成	i. だれもが安心して快適に暮らせるまちづくりの推進 ii. 地域の防犯力の向上による犯罪の起こりにくい環境整備 iii. 住宅整備等に伴う社会福祉施設等の併設
(2) 健康でゆとりある住生活を支える居住環境の形成	①環境負荷に配慮した住宅市街地の形成	i. 良好な水環境・地質環境の保全 ii. 再生水や雨水の利用も含めた、環境に負荷を与えない排水等施設の整備の推進 iii. 都市の緑の保全・創出
	②美しい住宅市街地の形成	i. 時代の変化に対応したまちづくりの推進 ii. 地域の文化や歴史を活かした街並みの整備 iii. 区画整理、再開発等による良好な住宅・宅地の供給と快適な生活空間の創出 iv. 良好な景観の形成の推進 v. 地域における多様な主体と連携したまちづくりの推進
	③居住環境を自ら守り育てるシステムの構築	i. 空家・空スペースに関する活用の支援 ii. 地域づくり・まちづくりと連携した地域産業の活性化 iii. 多様な居住ニーズに対応する住まいづくりの誘導（再掲） iv. マンション管理の支援（再掲）

目標 4. 住宅市場の環境整備

施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策
(1) 安心して暮らせる住宅を選択できる環境整備	①住情報の提供の促進	i. 必要な住宅の情報が適切に得られる環境整備 ii. 移住・定住の促進 iii. 豊かな自然と豊富な食材に恵まれた「ちば」の体感 iv. 安心して住宅を取得・リフォームできる各種制度の周知
	②安心して賃貸借できるトラブルのない住宅市場の環境整備	i. 高齢者、障害者、子育て世帯、一人親世帯、外国人等の入居制限がなく誰もが安心して住み続けられる仕組みづくり（再掲） ii. 賃貸住宅の管理業界等と連携した既存住宅の活用の支援
(2) 市場を通じた既存住宅の活用の促進	①市場を活用した既存住宅の流通の促進	i. 宅建業者等の関係団体との連携による既存住宅の流通促進 ii. 住宅性能表示制度や保険制度の利用促進
	②持ち家の活用を容易にする住宅市場の環境整備	i. 高齢者等の居住する持ち家の賃貸化に伴うファミリー世帯による活用の推進 ii. リバース・モーゲージ等の持ち家の活用方策の普及 iii. 住宅の履歴情報の保全及び活用促進 iv. 地域の住宅の生産者やハウスクターなどの人材の育成
	③空家の有効活用方策の推進	i. 空家情報の公開・提供に関する仕組みの構築 ii. 空家を活用した地域内における住み替えシステムの構築に向けた環境整備 iii. 田園居住や二地域居住の促進

目標5. 住宅セーフティネットの確保

施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策
(1) 住宅確保要配慮者等に対する適切な住宅の確保	① 公的賃貸住宅ストックの有効活用	<ul style="list-style-type: none"> i. 地域特性に対応した公的賃貸住宅団地等の建替え・改善・再編 ii. 公的賃貸住宅の家賃や入居機会等の管理の適正化 iii. 公的賃貸住宅事業主体間の連携強化
	② 民間賃貸住宅を活用した居住の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> i. 地域の需要に配慮した民間賃貸住宅の買取・借上方式の活用による公的賃貸住宅の供給 ii. 高齢者、障害者、子育て世帯、一人親世帯、外国人等の入居制限がなく誰もが安心して住み続けられる仕組みづくり（再掲） iii. 高齢者等の住宅確保要配慮者の需要に配慮した賃貸住宅の供給誘導
	③ 関係団体等との連携による住宅セーフティネットの機能強化	<ul style="list-style-type: none"> i. 高齢者居住安定確保計画の策定及び推進 ii. (仮称) 千葉県居住支援協議会の設立等による居住支援を行う団体等との連携 iii. 障害のある人の入所施設から地域生活への移行の推進
(2) 被災者等に対する適切な住宅の確保	① 被災者等に対する迅速な一時的住宅の提供	<ul style="list-style-type: none"> i. 被災者等の公営住宅への優先入居の推進 ii. 応急仮設住宅の供給 iii. 被災建築物等の応急危険度判定等による住宅・宅地の安全性の確認
	② 被災者等に対する恒久的住まいへの移行支援	<ul style="list-style-type: none"> i. 災害復興等に係るマニュアルの整備 ii. 住宅復旧の促進

目標6. 地域特性に応じた施策の展開

施策の類型	推進すべき施策の方向性	基本的施策
(2) 市町村等の取り組みへの県の支援	① 関連情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> i. ライフステージに対応した住まいに対する意識の啓発（再掲） ii. 住宅の取得を容易にする仕組みの構築 iii. 全市町村における住生活基本計画の策定促進
	② 関係者間等における事業の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> i. 千葉県すまいづくり協議会の運営による千葉県住生活基本計画の推進 ii. (仮称) 千葉県居住支援協議会の設置による住宅セーフティネットの機能強化 iii. ちば安心住宅リフォーム推進協議会の設置による既存住宅の良質化及び活用の促進
	③ モデル事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> i. リフォーム、空家活用など市町村や民間事業者等への波及効果が期待されるモデル事業の検討及び推進

<国>

<県>

<市町村>

